

令和8年6月介護報酬の改定 に伴う届出等の留意事項

- 1 介護職員等処遇改善加算の改定
- 2 処遇改善計画書の作成・提出
- 3 加算の算定に係る届出

1 介護職員等処遇改善加算の改定

令和8年度介護報酬改定において、介護分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和9年度報酬改定を待たずに、令和8年度中に改定されることが決定。

対象者及び対象サービスの拡大並びに生産性向上等に取り組む事業者に対して上乘せする区分を創設。

(1) 対象者の拡大

～令和7年度：介護職員のみ

令和8年度改正後：介護従事者

1 介護職員等処遇改善加算の改定

(2) 対象サービス(市の指定サービス)の拡大

<加算算定の対象となるサービス>

- ① 地域密着型介護サービス
- ② 居宅介護支援 new
- ③ 介護予防支援 new
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ア 訪問型サービス
 - イ 通所型サービス
 - ウ 介護予防ケアマネジメント new

※以降、②、③、④ウを加算新設事業(所)という。

参考: 県指定サービスの拡大: 訪問看護、訪問リハビリテーション

1 介護職員等処遇改善加算の改定

(3) 新たな区分の設定

- ・ 地域密着型サービス
- ・ 総合事業（訪問・通所型サービス）

【改定前】 令和8年5月まで

4区分：加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ

【改定後】 令和8年6月から

6区分：加算Ⅰイ・ロ、Ⅱイ・ロ、Ⅲ、Ⅳ

1 介護職員等処遇改善加算の改定

(4) 新たな区分（加算Ⅰ□、Ⅱ□）の算定

<令和8年度特例要件>

生産性向上や協働化に係る取組として次の**いずれか**の取組を実施していること。

- ① **ケアプランデータ連携システム**（厚生労働省が同システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。）**を利用**していること。

※利用誓約した上で令和9年3月末までに利用し、実績報告書の提出時に報告でも可能
[定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、総合事業訪問・通所型サービス]

- ② **生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定**していること。

※当該加算の算定を誓約し、実績報告書の提出時に報告でも可能
[小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護]

- ③ **事業者が社会福祉連携推進法人**に所属していること。

厚生労働省通知：「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」

1 介護職員等処遇改善加算の改定

- (5) 加算の新設
- ・ 加算新設事業

【改定前】 令和8年5月まで
加算区分：なし

【改定後】 令和8年6月から
加算区分：**あり**

1 介護職員等処遇改善加算の改定

(6) 加算新設事業の加算の算定要件

処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善の実施に加えて、次の要件の**いずれか**を満たすこと。

- ① **令和8年度特例要件**：次の**いずれか**の取組を実施。
 - ・ **ケアプランデータ連携システム**を利用していること。
※利用誓約した上で令和9年3月末までに利用し、実績報告書の提出時に報告でも可能
 - ・ **事業者が社会福祉連携推進法人**に所属していること。
- ② **処遇改善加算Ⅳの取得要件**：次の**全て**を満たすこと。
 - ・ **キャリアパス要件Ⅰ**（任用要件・賃金体系の整備等）
 - ・ **キャリアパス要件Ⅱ**（研修の実施等）
 - ・ **職場環境等要件**

1 介護職員等処遇改善加算の改定

介護職員等処遇改善加算の算定要件等詳細については、以下の通知をご確認ください。

- 令和8年3月13日付け老発0313第6号
厚生労働省老健局長通知
介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）
- 令和8年3月13日付け
厚生労働省老健局老人保健課事務連絡
「介護職員等処遇改善加算に関するQ & A（第1版）」の送付について

2 処遇改善計画書の作成・提出

介護職員等処遇改善加算の算定に当たり、
計画書及び実績報告書の提出が必要

計画書様式 : 厚生労働省が公表次第、市ホームページに掲載予定
事業者宛に電子メールを送付予定

計画書提出期限 : 令和8年4月15日 又は 6月15日
※詳細は次頁

注 : 実績報告書は、最終の加算の支払いがあった翌々月の末日までに、
指定権者に報告

2 処遇改善計画書の作成・提出

- (1) 地域密着型サービス事業者
総合事業(訪問・通所型サービス)事業者

提出期限：**令和8年4月15日（水）**

注：事業者の所属に加算新設事業所が含まれる場合、当該事業所についてもあわせて計画書を作成し、上記期限までに提出すること。

2 処遇改善計画書の作成・提出

- (2) 加算新設事業所のみが所属する事業者
令和8年4、5月分は算定しない事業者

提出期限：**令和8年6月15日（月）**

2 処遇改善計画書の作成・提出

(3) 提出先・問合せ先 豊岡市（健康福祉部福祉監査課）

※県、他市町に指定サービスがある場合、その指定権者にも漏れなく提出してください。

(4) 提出方法 ・ 電子申請・届出システム

※加算の届出と同時に行う場合等

・ 電子メール

注：紙面での受領は行いません。

3 加算の算定に係る届出

(1) 事業者別の届出の要否及び提出期限

- ア 令和8年4月、5月及び6月以降も加算区分を変更しない事業者
- イ 令和8年4月、5月から加算区分を変更する事業者、令和8年6月から加算区分を変更する事業者
- ウ 令和8年6月から新たに加算を算定する事業者

3 加算の算定に係る届出

ア 令和8年4月、5月及び6月以降も加算区分を変更しない事業者

(例) 現在、加算Ⅲ(Ⅳ)を算定し、令和8年度は引き続き同じ区分の加算を算定する事業者

⇒ **届出不要**
※計画書のみ提出(4月15日×)

3 加算の算定に係る届出

イ 令和8年4月、5月から加算区分を変更する事業者、
令和8年6月から加算区分を変更する事業者

(例) 4月から現在と別の区分を算定する事業者

現在、加算Ⅰ（Ⅱ）を算定し、引き続き4、5月
はⅠ（Ⅱ）を算定、6月からⅠ（Ⅱ）イ・ロのい
ずれかを算定する事業者

⇒ **届出が必要** ※計画書提出期限は4月15日

加算算定の届出	届出期限
4、5月分（新規・区分変更）	4月15日まで
6月分以降（区分変更）	6月15日まで

3 加算の算定に係る届出

ウ 令和8年6月から新たに加算を算定する事業者

(例)

- ・ 居宅介護支援事業のみを運営し、新たに加算を算定する事業者

⇒ **届出が必要** ※計画書提出期限も6月15日

加算算定の届出	届出期限
6月分以降（新規）	6月15日まで

3 加算の算定に係る届出

(2) 提出書類

<地域密着型サービス>

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）

<居宅介護支援>

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）

<介護予防支援>

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2）

<総合事業>

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）

3 加算の算定に係る届出

(3) 体制等状況一覧表の作成時の留意事項

- ① **新様式**（6月以降分）を使用すること。
- ② 前回の届出内容（特に**加算等の算定の有無**）を必ず確認後に作成、提出すること。

※様式・記載誤りが確認されています。差戻し対応による、事業者の再申請手続きや審査事務の負担が増加しますので、協力願います。

3 加算の算定に係る届出

(4) 届出方法

電子申請・届出システム（加算に関する届出）

(5) 届出時の留意事項

- ①計画書内の算定区分と加算に係る届出の算定区分が一致していることを必ず確認すること。
- ②総合事業（通所型サービス）において、定員規模により加算率が異なるため、体制等状況一覧表の区分に相違がないか確認すること。

3 加算の算定に係る届出

【参考】 7月以降の処遇改善加算の算定（新規・変更）

- ① 計画書の提出期限
加算を算定する月の前々月の末日まで
（例） 9月から加算算定 ⇒ 7月末提出期限

- ② 加算の算定に係る届出の届出期限

居宅系サービス <small>（居宅介護支援、介護予防支援含む）</small>	施設系サービス
算定する月の前月15日まで	加算を算定する月の1日まで

（例） 9月から加算算定 ⇒ 居：8月15日提出期限
施：9月1日提出期限

参考資料：サービス類型別加算率(令和8年4月及び5月)

サービス区分	介護職員等処遇改善加算(%)			
	I	II	III	IV
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5	22.4	18.2	14.5
夜間対応型訪問介護	24.5	22.4	18.2	14.5
地域密着型通所介護	9.2	9.0	8.0	6.4
(介護予防)認知症対応型通所介護	18.1	17.4	15.0	12.2
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	14.9	14.6	13.4	10.6
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	18.6	17.8	15.5	12.5
地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8	12.2	11.0	8.8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	14.0	13.6	11.3	9.0
看護小規模多機能型居宅介護	14.9	14.6	13.4	10.6
総合事業－訪問型サービス	24.5	22.4	18.2	14.5
総合事業－通所型サービス	9.2	9.0	8.0	6.4

参考資料：サービス類型別加算率(令和8年6月以降) 1

サービス区分	介護職員等処遇改善加算(%)					
	I イ	I ロ	II イ	II ロ	III	IV
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7	27.8	24.6	25.7	20.4	16.7
夜間対応型訪問介護	26.7	27.8	24.6	25.7	20.4	16.7
地域密着型通所介護	11.7	12.7	11.5	12.5	10.5	8.9
(介護予防)認知症対応型通所介護	21.6	23.6	20.9	22.9	18.5	15.7
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	17.1	18.6	16.8	18.3	15.6	12.8
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	21.0	22.8	20.2	22.0	17.9	14.9
地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8	15.9	14.2	15.3	13.0	10.8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	16.3	17.6	15.9	17.2	13.6	11.3
看護小規模多機能型居宅介護	16.8	17.7	16.5	17.4	15.3	12.5
総合事業－訪問型サービス	27.0	28.7	24.9	26.6	20.7	17.0
総合事業－通所型サービス(定員:19人未満)	11.7	12.7	11.5	12.5	10.5	8.9
総合事業－通所型サービス(定員:19人以上)	11.1	12.0	10.9	11.8	9.9	8.3

参考資料：サービス類型別加算率（令和8年6月以降） 2

サービス区分	介護職員等処遇改善加算（%）
居宅介護支援	2.1
介護予防支援	2.1
介護予防ケアマネジメント	2.1